

# 令和6年度 軽自動車税(種別割)の減免

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

■軽自動車税(種別割)の減免申請の期限は  
5月24日金までです

減免申請は、納税通知書が届いてから、市役所税務課、市民センター(江田島・能美・沖美)、三高支所の窓口で手続きしてください。

令和5年度軽自動車税(種別割)の減免を受けられた方などで、申請の内容に変更がなく現況報告書を提出されている場合は、減免の手続きをする必要はありません。また、期限後の受付はできませんので、早めに手続きしてください。

■減免の種類と申請に必要なもの

①身体障害者手帳などを所有する方が使用する軽自動車など

※障害者1人につき1台のみで、自動車税(種別割)の減免と重ねて受けることはできません。

▶次の要件の全てに該当すること

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかを所有していること。
  - 障害の程度が一定の要件※に当てはまること(要件は運転者の区分、障害の部位・程度によって異なり、複数の障害があっても合算は行わない)。
- ※要件については税務課までお問い合わせください。
- 車両の所有者(納税義務者)が障害者本人、もしくは生計同一者であること。
  - 運転者が本人・生計同一者・日常的介護者(障害者

のみで構成される世帯の場合のみ)であること。  
●障害者本人以外が運転する場合は、専ら障害者の通学、通院、生業のために利用していること。

▶申請に必要なもの

減免申請書・納税通知書・身体障害者手帳など・マイナンバーカードまたは個人番号が確認できる書類・自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも)・運転者の運転免許証(コピー可)・生計同一証明書(該当者のみ)・常時介護証明書(該当者のみ)

②専ら身体障害者などが利用するための構造になっている軽自動車など(車いす移動車など)

▶申請に必要なもの

減免申請書・納税通知書・個人の場合はマイナンバーカードまたは個人番号が確認できる書類・自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも)・車の構造が分かる書類または写真

③公益のために直接専用する軽自動車など

身体障害者、精神障害者または高齢者のために一定の社会福祉事業を行う者が所有し、専らその事業に使用する車両

▶申請に必要なもの

減免申請書・納税通知書・自動車検査証(電子車検証の場合は自動車検査証記録事項の写しも)

競争入札により

## 市有不動産を売却します

☎ 政策推進課 ☎0823-43-1631

競争入札により、次の市有不動産を売却します。

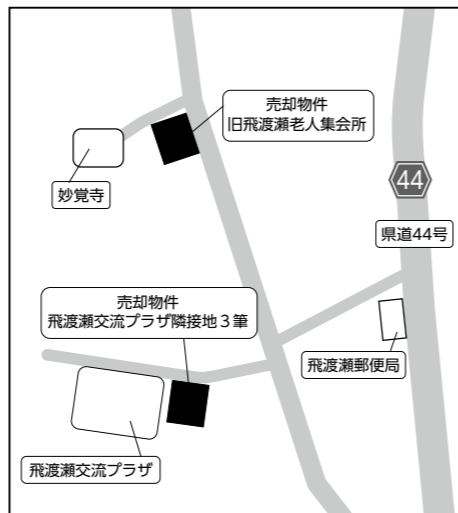
購入を希望される方は、事前に政策推進課へ「一般競争入札参加申込書」など提出してください。

受付期間 4月5日(金)～7月5日(金)

入札日時 7月12日(金) 午前10時から(市役所本庁4階 会議室)

売却物件 旧飛渡瀬老人集会所				
物件番号	所在地	地目	面積	最低売却価額
1-1	大柿町飛渡瀬字大新開322番2	宅地	377.50㎡	金4,255,000円(消費税非課税)
1-2	上記地番上の建物	建物	370.84㎡	金597,000円(別途消費税課税)

売却物件 飛渡瀬交流プラザ隣接地3筆				
物件番号	所在地	地目	面積	最低売却価額
2(※)	大柿町飛渡瀬字大新開1558番1	田	455㎡	金493,000円(消費税非課税)
3	大柿町飛渡瀬字大新開1558番2	宅地	255.49㎡	金2,439,000円(消費税非課税)
4	大柿町飛渡瀬字大新開1558番3	宅地	290.63㎡	金2,774,000円(消費税非課税)



※物件番号2…5年以上農地として使用することが売買条件

# 令和6年度 軽自動車税の種別割

☎ 税務課 ☎0823-43-1636

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車などを所有している方に対して課税されるものです。5月上旬に納税通知書を送付し

ますので、納期限までに納付してください。

▶令和6年度の納期限(口座振替日) 5月31日(金)

## 令和6年度の税率

■原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車・小型自動車

種別		税率(年税額)	種別		税率(年税額)
原付	50cc以下または0.6kW以下(ミニカーを除く)	2,000円	小型特殊	農耕用	2,000円
	50cc超～90cc以下または0.6kW超～0.8kW以下	2,000円		その他	5,900円
	90cc超～125cc以下または0.8kW超～1.0kW以下	2,400円	二輪の軽自動車(125cc超～250cc以下)	3,600円	
	ミニカー	3,700円	二輪の小型自動車(250cc超～)	6,000円	

■三輪および四輪以上の軽自動車

種別	税率(年税額)						
	旧税率(初度検査年月が平成27年3月以前の車両)(重課税率の車両を除く)	新税率(初度検査年月が平成27年4月以降の車両)	重課税率※(初度検査年月が平成23年3月以前の車両)	初度検査年月が令和5年4月～令和6年3月で一定の要件を満たす車両			
				①概ね75%軽減	②概ね50%軽減(乗用営業用に限る)	③概ね25%軽減(乗用営業用に限る)	
三輪の軽自動車	3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上の乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	対象外	対象外
四輪以上の貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	対象外	対象外
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	対象外	対象外

※電気軽自動車、天然ガス・メタノール・混合メタノールを燃料として用いる軽自動車、ガソリンハイブリッド車、被けん引自動車は重課の対象となりません。

■軽自動車税の軽減措置

適用期間…令和5年4月～令和6年3月

適用年度…新車として取得した減税対象車に対し、適用期間の翌年度の税率に適用されます。

軽減内容	対象・要件など		
①概ね75%軽減	電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス基準達成または平成21年排出ガス基準10%低減達成)		
②概ね50%軽減(乗用営業用に限る)	対象車	排出ガス性能	燃費性能
③概ね25%軽減(乗用営業用に限る)	ガソリン車・ハイブリッド車	平成30年排出ガス基準50%低減達成または平成17年排出ガス基準75%低減達成	令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準達成 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成